

団体譲渡誓約書

年 月 日

岡山県動物愛護センター所長 殿

住所〒

氏名

(団体においては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職氏名)

岡山県動物愛護センター(以下「センター」という。)から譲渡対象動物を譲り受けるに当たり、次の事項を遵守し、適正に飼養できると認められる者に再譲渡することを誓います。

なお、本誓約事項を遵守していないことが明らかになった場合は、譲渡が中止又は登録が抹消されても不服を申し立てません。

記

- 1 譲り受けた動物の保管にあたっては、関係する法令を守り、その動物の健康及び安全の保持に努めるとともに、人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないよう努めます。
- 2 再譲渡する相手は、「団体譲渡選定基準」を満たしていることを条件とします。
- 3 新しい飼い主に対しては、動物の飼養に関する法令の説明を行い、動物を飼養するための必要な知識を教示します。
- 4 譲り受けた動物が、病気や事故等にあった場合は、適切な治療を受けさせるとともに、その他いかなる問題も私の責任において対処し、岡山県に対しその責任を一切問いません。
- 5 団体譲渡登録申請書及び添付書類の内容に変更が生じた場合は、速やかに団体譲渡登録変更届(別紙1)を提出します。
- 6 再譲渡が成立した場合には、その旨を速やかにセンターに譲渡決定報告書(別紙2)により報告し、新しい飼い主が譲渡された動物に対して必要な措置を行ったことを確認した場合には、速やかに、譲渡最終報告書(別紙3)を提出します。
- 7 犬又は猫の新しい飼い主を探すことを目的とする個人又は団体への再譲渡は行いません。
- 8 譲り受けた動物を使用して、広告等営利を目的とした行為を行いません。
- 9 譲り受けた動物の元の飼い主が判明した場合は、当事者間で話し合い責任を持って解決します。
- 10 その他、センターが実施する調査及び指導等に協力するとともに、種々の問題が生じた場合はセンターの指示に従います。